

# 部落解放研究の現状と課題

— 歴史・理論分野から —

渡 辺 俊 雄

## はじめに

昨年八月、『部落問題論究』という雑誌に、杉之原寿一氏が「『解同』の理論的混迷の深化」という論文を発表しています。この杉之原論文は、従来の国民的融合論からは少し違って新しい観点がでてきたわけですが、一番新しい融合論の体系的な記述だという事で、この論文を検討しながら解放理論、あるいは部落史の研究で、どういう事が課題になり、今後の課題になっていくのかを、少しまとめてみたいと思います。

杉之原論文の骨子は、次のとおりで、六点に整理できると思います。

① 部落差別は封建的身分差別の残滓、傷あと。

② 身分差別は封建社会の属性、故に戦前、部落解放はブルジョア民主主義の課題。

③ 部落差別を残している社会的・物質的基礎は「絶対主義的天皇制」、寄生地主制、それらとゆ着した日本資本主義の特殊構造、家長的家族制度など。

④ 戦後、部落差別を支えてきた物質的基礎が基本的に解体、部落差別は急速に解放の過程に。

⑤ 現代日本の独占資本と反動勢力は、部落問題の解決をさまたげている、部落解放は反独占の民主主義の課題。

⑥ しかし、独占資本と反動権力の横暴な専制的支配を規制し、民主主義の枠のなかでも実現できる。

すでに杉之原論文については、大賀氏から、『部落解放研究』第三七号で全面的な批判がされています。ここでは、それぞれの一六まで整理した所で、いろいろな部落

史の研究の課題がかくされていると思いますので、時間のゆるす限り報告したいと思います。

## 一、近代の部落問題について

### ① 現実が提起するもの

まず、杉之原氏の論文を読みましても、「部落差別は封建的身分差別の残りものだ」というとらえ方で、あいかわらずくりかえし述べているのですが、この点について、部落差別の歴史的な起源あるいはその形態、それが封建的身分差別に起因しているという点については、これは、よほどの方でなければ誰でもが承認するところではないかと思っ

ています。ただ、問題は「国民的融合論」がその部分だけ、その側面だけを取り出しているという事です。実は、今日我々が直面し、その解決をせまられている問題、あるいは部落差別というものが、そういう封建的な側面もあるが、同時に資本主義的な側面・内容も持っているのではないかということ。その事が、さまざまな差別事件に現れてくるし、解放運動の要求の中にも現れてきていると思います。入口の所で『全国のおいつぐ差別事件』という新しい本が売られています<sup>(3)</sup>が、その中に出てくる結婚の差別事件であ

るとか、あるいは部落地名総鑑の差別事件、あるいは先ほどから話題になっていく差別落書き事件、そういう中身をみていくと、決して古い、部落民が近世において、賤民として、えたとして差別されていたという事だけでは、とても説明できない、もっと今日の社会の矛盾、利害とからま

り、あるいは今日の社会情勢とかかわった形で差別事件が

できていくという事ははっきりするだろうと思います。または、部落解放総合計画という形で、解放運動の要求がまとめられているという事も、今日の部落解放がどんな中身をもっているかという事をいっているのではないかと思

います。こういった現実を率直にみていく必要があると思

### ② 「解放令」の研究

この点に関連しては、近年のいわゆる「解放令」に関する実証的研究が次々と発表され、研究がずいぶん深められてまいりました<sup>(3)</sup>。

その事によって、ひとつの有力な見解だと思えますが、「解放令」が、地租改正の過程で、具体的なテーマとなつて施行されてきたという見解が発表されています。この地租改正というのは、土地の私的な所有をみとめていく。土地の所有権がだれにあるか。個人であったり、公的なもの

であったりするわけですが、封建時代とまったく違う、新しい資本主義的なブルジョワ社会になる段階で、さけられないひとつの政策（土地の商品化）であったと思います。そういう過程の中で解放令というものが登場してくる中にも、解放令のもっていたブルジョワ的な性格があらわれているのではないかと思います。

先ほどの報告にもありましたが、いわゆる「解放令」の「解放」という意味は、決して部落差別をなくす、差別を全て禁止するとかいうことでありませんでした。封建的な差別の打ち切りという以上でも以下でもないわけで、それ故に解放令のことを「賤民制廃止令」だとかというふうによばれるわけです。それが、ブルジョワ的な解放の中身だと思えます。

ですから、封建的な差別を廃止すること、実際に平等が実現される、形式的な平等もそうだし、実質的な平等でもそうだと思いますが、平等を保障するという事の間には、かなりひらきがあると思います。そういう平等を実際に実現していくためには、それは下からの闘いが必要で、それが後の改善運動であったり、自由民権運動であったり、水平運動であったり、今日の部落解放運動などといったものになると思います。

そのことは、「解放令」ののちにも被差別部落にたいす

る差別観念や差別事件があとをたなかつたからといって、けっして「封建的」な差別がそのまま残ったことを意味するものではない、ということですが。

「国民的融合論」にもいろいろな幅がありますが、鈴木良氏などはかなりはっきりと封建的身分差別と近代日本における部落問題とを別け、「近代の部落差別の固有の物質的基礎」として寄生地主制をあげています。そうした断絶が「解放令」から起こるわけで、最近そういう事が明確に意識されるようになってきたのではないかと思います。

そして今日では、そういう解放令の研究をふまえて、あらためて解放令の反対一揆の性格やその実態についての研究や史料の発掘がようやく盛んになってきていると思います。その反対一揆の研究を進める事によって、いったい解放令が部落に何をもちたらし、どういう変化をもたらし、あるいは、日本の全体の明治維新の変革の中で、部落問題がどう展開していったのかということの解明につながっていくのではないかと思います。

### ③ 資本主義と部落

次に問題となるのは、部落差別が、実は日本資本主義、あるいは独占資本主義のいろんな矛盾と結びついて残されてきているという事です。この点については、大賀論文で

も述べられていますが、いわゆる国民的融合論の立場にたつという論者や研究者の中でもいわれている事です。たとえば河村望氏や中川信義氏などが、そのとおりの事を言っています。その事は、国民的融合論の大きな弱点になってきているので、この批判にどう答えるのか、もしも答えられるなら真剣に答えてほしいと思います。鈴木氏なども、「部落は日本資本主義に構造的に組みこまれ」たとさえ言っているのです。この観点を徹底してつらぬいてほしいものです。

ところで、これまで日本資本主義と部落問題の関係が明らかにされてこなかったわけではありません。かなりいろんな所で、個別の事例ではありますが、実証的な研究が行われてきたのではないかと思います。藤谷俊雄氏の『部落問題の歴史的研究』という本もそうですし、馬原鉄男氏の『日本資本主義と部落問題』という本もそうです。国民的融合論がでる前の藤谷・馬原を中心とする研究は、こういう日本の資本主義と部落問題の関係を明らかにするという問題意識で、つらぬかれていたわけです。

その後も、例えば福岡の永末十四雄氏の炭坑における部落の労働力の一連の研究であるとか、高田寛明氏の姫路の部落の研究などは、よく引用されます。また、滋賀の平井清隆氏の論文をよんでみても、明治以降に部落が新しくで

きたりなくなったり、といった事例が報告されています。

部落解放研究所としても、できるだけこのような問題意識にもとづく報告をしていただいているわけですが、昨年の部落解放研究者集会で報告していただいた長崎の事例もそうですし、部落台帳の研究からも、明治以降近代における部落問題がただ単に、封建的なものでなくて、資本主義の展開の中で残されていくという事を明らかにしています。また近年各地研究所の紀要があいついで創刊され、号を重ねていますが、こうした研究のなかにも、多くの成果をみることができそうです。

それから、研究所の事業としてこの間やってきました東京都公文書館に所蔵されている行政文書ですが、行政文書の中から部落問題にかかわる資料をひろってきて紀要で三回ほど紹介していただいています。その中でも、解放令以降の部落問題の展開というのは、けっして封建的なものが残ったのではなくて、たいへん資本主義の波をかぶっていく部落の様子が徐々にあきらかにされています。たとえば、東京都公文書館の史料のなかに非人関係の資料もたくさん出てくるわけですが、「解放令」後、多くの非人はその居住地(官有地など)から追いたてられ、流民化していきま

す。非人にとつての「解放」とは、こういうことではありません。

こういうふうには、近代の部落史の実証的な研究をさらに進めていくということ、つまり、先ほどもいいましたように、藤谷氏や馬原氏が手がけながら、「国民的融合論」ができたために、部落問題研究所関係の研究者でここ数年かえりみられなかった、こういう研究を、さらに進められていかなければならないと思います。

各地域ごとの人口や職業の構成がどう変動していったのか、部落の実態がどう変化していったのか、それも時期的に仮説でもいいですが、明治の解放令がでる前後と、松方デフレの時期前後、それから近代の天皇制がかたちづく憲法の制定前後、それぞれの時期で部落にどのような変化が起こってきているのか、実証的に明らかにしていくような密な作業が、これからも必要になってくると思います。

#### ④ 本質は現象する

先ほど、部落差別の歴史的な起源や形態は封建的な身分差別だと申しましたが、実はこの点についても、もうひとつつけくわえるべきだと思います。

確かにそれはそうなのですが、本質と形態(現象)とはまったく切りはなされてあるわけではありません。必ず、本質は現象するわけですから、形態や意識の側面をさえ、実は封建的なまま残っていくのではなくて、資本主義的な

要素や側面が次第にくくなっていくのではないかと。

例えば、部落台帳をみていて特徴的であったのは、部落台帳は当時の部落の実態を明らかにしていると同時に、非常に差別的な記述をしているので、当時の部落がどのように周囲からみられていたのか、当時の差別意識の状況がよくわかります。

部落台帳では、部落民の状態のどこが問題だと書かれているかというところ、例えば、貧困だとか、トラホームが多いというような不衛生であることが、差別の理由になる。あるいは、学校にいけないということとか、貯蓄心がないということが問題にされる。これは、決して封建的な古い意識ではありません。ある意味でいうと、たいへんに新しいブルジョワ的な価値感ではないかと思えます。そういう意味で部落に対する意識、差別意識そのものを、封建的な側面とあわせて資本主義的な側面が、その後だんだんできたのではないかと思えます。

なるほど、そう考えてみると、水平運動がおこる以前に部落改善運動がとりあげたのは、こうした部落の劣悪な実態でした。それをあたかも部落民の責任であるかのように考えた点に誤りがあるわけですが、改善運動がおこってくる必然性といったものは、あるわけです。

また、当時の論説などを読みますと、たとえば、「同じ

帝国の臣民たる同胞に対して、単に因襲の上から、或は感情の上から、之を疎外するなどは甚だ心得違いの次第であるが、而も部(落)民の状態を見ると、理智の上よりして疎外する(こ)とを余儀なくされる」(傍点引用者)などと書かれています。つまり、ここでは、差別意識が起ってくる理由、差別意識を二つの側面に分けて、ひとつは、「因襲」とか、旧来からの「感情」、つまり封建的な側面と、もうひとつは、部落民の状態をあげ、つまり劣悪な実態をみると、どうしても部落に対する偏見が強まってくるのだと、説明されているわけです。

先ほども例に出しましたが、東京都の公文書館の史料をみていて、つくづく思うのは、明治の初期に、国民の生活の規範というのが、権力によって作りだされてきた側面があるのではないかということです。例えば、混浴がいけないとか、裸体のまま表を歩いてはいけないとか、家の中で水浴する場合でも、すだれを立てて、外から見えないようにせよとか、こまかな生活のすみずみにまで規制をします。こういう価値観も実は作られてきたものであり、新しいのではないかという気がしています。こういう事と部落差別に対する意識というのがからみあひながら、明治以降強まってくるのではないかと考えています。こういう事例をもっともっと明らかにしていきたいと思えます。

このことと関連して、戦前・戦後も、差別事件の具体的な事例、そこにあらわれてくる差別意識の特徴というようなものを、明らかにしていくとか、糾弾闘争のひとつひとつの事例を追求していく作業が必要なのではないでしょうか。

解放運動の歴史的論文はいろいろありますが、糾弾闘争が水平運動・部落解放運動の基本だといわれながら、実は、個々の差別事件、糾弾闘争の研究というのは案外すくないわけです。もっとこういう面が進んでいけば、明治以降の部落差別が、封建的なものか、あるいはもっと資本主義的なものからまわってのこっているのか、はっきりしてくるのではないかと思えます。

- (1) 「国民的融合論批判と部落解放理論」(『部落解放研究』第三十七号、一九八三年十二月)
- (2) 国民運動中央実行委員会編『全国のあいつく差別事件』一九八一・八二年版、解放出版社、一九八三年
- (3) たとえば上杉聰「『解放令』成立過程の研究」(上・下)(『部落解放研究』第二二二・二三号、一九八〇年三月・七月)、同「『解放令』研究史について」(同第二四号、一九八一年二月)、同「明治四年賤民制廢止令の法的内容」(同第二九号、一九八二年三月)など
- (4) 鈴木良「天皇制と部落問題」(『部落問題研究』第六五輯、一九八〇年十月)一〇〇頁

- (5) たとえば好並隆司「明治六年美作一揆の再評価」(『岡山部落解放研究所紀要』第一号、一九八三年三月)、上杉聰「部落襲撃に関する新史料」岡山県暴動一件」(『部落解放研究』第三十七号、一九八三年十二月)
- (6) 河村望「戦後民主主義と部落解放運動」(『部落』一九七七年十二月臨時号)、同「戦後民主主義運動の発展と部落問題」(『戦後部落解放運動の研究』)、中川信義「部落問題と国民融合」(『部落問題研究』第五七輯、一九七八年六月)など。
- (7) 鈴木良「地域支配と部落問題」(『部落問題研究』第六二輯、一九七九年十二月)一一頁
- (8) 平井清隆「近江の被差別部落」(部落解放研究所編『近世部落の史的研究』下)、一一二頁以下
- (9) いずれも『部落解放研究』第三五号、一九八三年九月
- (10) たとえば中里里夫「屠場地域史研究(上)」(『部落解放史ふくおか』第三〇号、一九八三年九月)、『ながさき部落解放研究』第五号(特集・近現代の被差別部落、一九八二年十月)、『部落解放研究くまもと』第五号(特集・熊本地方を中心とする熊本県水平社創立前後の動向、一九八三年十月)、『おおいた部落解放史』創刊号(特集・部落史研究の意義と課題、一九八三年十二月)
- (11) 「明治期被差別部落関係資料(1)~(3)」(『部落解放研究』第二八、三〇、三三号)
- (12) 近現代史部会「『部落台帳』の分析」(『部落解放研究』

識をもって立ち上がったのか、というような事が、それはたいへん困難でしょうが、もっとも密に研究されているのではないでしょうが。

## ② 水平運動上の解放理論について

水平運動は、たしかに最初は個人への糾弾という事で運動が始まるわけですが、しだいに水平運動が差別の根拠を明らかにし、それが実は当時の資本主義の体制にあるんだという事を明らかにしていきました。その上で大きな意義があったのは、高橋貞樹の『特殊部落一千年史』であり、いわゆるアナ派・ボル派といういい方をすれば、それぞれ組織の綱領のような文章だと思えます。こういう水平運動上の各段階であらわれてくる解放理論、それから水平運動をになっていたさまざまな活動家の持っていた理論・個々のイデオログの研究も、もっと必要だと思えます。

とくに、「国民的融合論」が提起されて以来、ボル派の評価はたいへん低くなってしまいました。まるで、資本主義の問題についてふれること、階級的に部落問題をとりあげること自体が「解消論」の誤りのように批判されているのは、残念でなりません。全水青年同盟や無産者同盟にも、たとえば「水平社教育方針書」のようにすぐれた考え方もあったのは事実であり、「産湯といっしょに、赤児ま

- 第三五号、一九八三年九月)
- (13) 伊藤子良「部落改善私語」(『社会と救済』第四巻第一号、一九二〇年四月)
- (14) たとえば近年では、山村昌子「水平社・国粋会争闘事件の検討」(『部落解放研究』第二七号、一九八一年九月)、灘本昌久「高松差別裁判糾弾闘争年表」(『京都部落史研究所紀要』第二号、一九八〇年十月)

## 二、水平運動について

### ① 全国水平社の創立

杉之原論文の二つめの特徴は、戦前部落解放の課題は反封建のブルジョワ民主主義の課題であり、戦後ようやく反独占の民主主義課題であった、という事をいっている点です。なるほど、水平社は、部落差別の撤廃という要求をかけて闘ってきたわけで、最初は差別者への個人の糾弾からはじまるわけです。その運動の社会性をしばしば解放令にもとめたというのは、ご承知のとおりです。この点について先ほどの糾弾闘争の事例の研究と同じことですが、水平運動の前史である自由民権運動や部落改善運動、あるいは水平社が創立された事の意義、創立されてくる情況、それぞれが部落ごとに、どういう階層の部落民がどういう意

で流す」ような誤りはやめたいものです。

また、私は、かつて泉野利喜蔵について少しまとめた事があるのですが、泉野利喜蔵の理解では、水平運動というのは決して身分闘争、あるいは反封建のブルジョワ民主主義運動だというふうには思っていませんでした。ただ泉野は、その事をわすれて階級一般化してしまうとか、社会主義運動に一般化してしまう事を強く批判していますが、泉野は、身分闘争と階級闘争、いわゆる民主主義と社会主義という二つの側面を統一しようとはがなばっていったと思えます。

泉野利喜蔵は、戦前の水平運動においてたいへん大きなウェイトを占めています。泉野の部落問題の理解をさぐることは、水平運動全体を評価するうちでも大切な作業だと考えています。

拙稿にたいしては、「社民」の再評価だという批評がありました。しかし私は、「社民」を高く評価しようとしたわけではなく、これまで「社民」として切りすてられていた全水の活動家の思想の中に、今日継承すべき、真にマルクス主義的、階級的な思想があるのではないか、と言いたかったわけです。

### ③ 生活擁護闘争について

たしかに初期の青年同盟や無産者同盟といわれる時代には、教条的で、抽象的な理論にとどまっています。社会主義になれば差別はなくなると彼らは思ったわけですが、それでは、どのように社会主義社会を実現していくのか、この差別に満ちた社会の現実と、社会主義という理想の間に、どのような橋をかけたらいいいのか、とまどっていたと思います。彼らの誤り、というより不十分さは、社会主義の理想をかかげたことではなくて、そこへいたる道筋を現実のなかから提起できなかったという点です。そういう理想に橋をかける最初の試みが一九二八年以降水平運動で起こってくる生活擁護の取りくみであったと思うし、さらにそれが組織的にとりくまれていくのが一九三三年の高松差別裁判糾弾闘争以降、部落委員会活動になっていくと思えます。

この時期になると、差別のとらえ方が、かなり進んでいくわけですが、この部落委員会活動の性格について、尾川昌法氏は、ひとつは生活擁護闘争、第二に生活擁護闘争、三つめには、反独占闘争、四つめには、ファシズムに対する闘争というふうに整理しています。つまり、水平運動はすでに委員会活動がはじまった時には、反独占の運動として展開されていたという評価です。杉之原氏は、こういう尾川氏論文をみてそういっているのか無視しているのか

### 三、天皇制、寄生地主制について

#### ① 「講座派」の発想

国民的融合論の三番目の問題、杉之原氏の強調している三番目の点は、「絶対主義的な天皇制」や寄生地主制が、部落差別の根柢なんだと述べているわけです。国民融合論者にひとつ聞きたいと思うのは、それでは「絶対主義的な天皇制」や寄生地主制というのは、日本資本主義とどういう関係にあったのか、ということですが、実は、「絶対的な天皇制」や寄生地主制というのが、ひとり歩きしていたわけではなくて、明治以降の日本の資本主義の発展の中で再生産され変化した、場合によっては解体されていったものでした。

ところが、国民的融合論は、資本主義との関係をみないで、悪い物を古いからだ、封建的なものだ、前近代的なものだからだというふうにとらえます。大賀氏の報告であったように講座派に特徴的な発想ですけれども、やはりこれが根底にあると思います。そうではなくて、部落差別を土台（＝日本資本主義）から説明していく事が必要です。

ところが何か、土台から説明するというのを経済主義だという批判があります。山崎隆三氏からいわれた批判で、

わかりませんが、こういうすでに先行する研究があるわけ

です。こうして委員会活動は、差別とたたかいつながりながら、客観的には、その向う所は、その当時の社会体制を改革する所へ向いていくわけです。融和運動というのは、水平運動の展開に対してブレーキをかけるというのか、そういう運動をそういう方向へ向けられないように、生活擁護であるとか、差別の撤廃という事を、体制としてそれなりにとりこんでいくの闘いでした。融和運動の研究が、最近進んできています。このような事がらもしたいに明らかになっていくでしょう。

(1) たとえば田宮裕三「西光万吉の人と文学」(1) (5) (『極光』第一号、第五号、一九八一年十月〜一九八三年五月)

(2) 拙稿「水平運動史総括の諸問題」(『部落解放研究』第十号、一九七八年九月)

(3) 拙稿「泉野利喜蔵の足跡」(『部落解放研究』第二六号、一九八一年六月)

(4) 中村福治「近・現代部落史研究の成果と課題」(『部落問題研究』第七七輯、一九八三年九月)

(5) 尾川昌法「天皇制ファシズムと水平運動」(『水平運動史の研究』第六巻)

(6) 藤野豊『同和政策の歴史』(解放出版社一九八四年)は、戦前の融和事業・融和運動を通史的に学ぶのに格好である。

山崎氏の真意は、必ずしもそうではなかったのですが、何か土台から説明する事がいけないかのように、国民的融合論ではとらえられてしまっからまわりしている。

また、馬原氏の論文を読むと、あいかわらずこういうふうにも書いています。例えば、大賀氏のように、部落問題を日本の資本主義から説明すると解放の展望がなくなってくる、つまり、資本主義が発展すればするほど、部落差別は温存強化され、差別の展望がなくなってくるのではないかと、封建的なものととらえるからこそ、解放の展望があるんだといわんばかりなのです。

もちろん、労働者階級の解放という問題と、部落の解放という問題を、まったく同一に取扱おうとは思いません。しかし馬原氏は、労働者階級の解放を、どのように考えているのでしょうか。実は、資本主義の発展そのものが自らの墓掘りを生みだしていくのだというようなことを、あらためてここで言うのは、馬原氏にたいへん失礼にあたるようにも思います。

部落問題でいえば、資本主義は差別を強化する側面がありながら、実は差別を否定してそれと闘うような客観的条件と勢力をつくりだします。資本主義とはそういう矛盾をかかえています。資本主義の発展は、だれもが否定しえない客観的な事実です。そしてそれは、自己を否定する過程

でもあります。したがって部落問題を資本主義から説明することは、解放の展望をなくす事ではなくて、まったく逆に、客観的な法則にしたがって部落解放の筋道をさし示すことにほかなりません。だからこそ我々は、自信をもって解放運動を推し進めることが可能になるわけです。これは「國民的融合論」が、「高度経済成長」に幻惑されて解放の日が近いと大はしゃぎをしていたかと思うと、情勢が厳しくなったといつては解放の展望を見失うのと、実に対照的です。

## ② 近代天皇制の評価

この事と関連して、近年の明治以降の天皇制の研究では、確かに国家の型態の上からいうと絶対主義的であるが、国家の類型・本質、どの階級に奉仕したのかということについては、まぎれもなく資本主義・帝国主義の産物なんだ。少なくともこのあたりまでは、近代の天皇制の研究は一致してきていると思います。

近代の天皇制の研究で最近論争になってきているのは、類型が資本主義的であるのに、何故、国家型態が絶対主義的であるのか、これは矛盾するのではないか。これをどう統一するのか。現実が矛盾しているのだから、これでもいいのだという議論もあるし、類型が資本主義的だから国家の

も、例えば、岩井忠雄氏がいくつか論文を書いています。

岩井氏の論文をよみますと、華族制度は、さまざまな特権を持っていたが、それは、第十五銀行という銀行、この銀行は華族だけが株主になれるわけですが、その株主は株の配当で生活をしているとか、何かの事情で借金をしても、華族世襲財産法ですか、これも勅命ですが、それで、借金がかえさなくなっても、決して身ぐるみ財産が奪われるという事がないように、法律によって保護されているとか、その特権自体が非常に資本主義的なブルジョワ的な特権だという様な事を岩井氏が明らかにしている。こういうふうな華族制度そのものの研究というふうなものも、これから部落問題の研究で、たいへん参考になると思います。

## ③ 鈴木氏・馬原氏の見解について

今、國民的融合論に基づき、近代の部落史研究で一番たくさん論文を書いて、國民的融合論なりに整理しているのが、鈴木良氏です。鈴木氏は、「天皇制権力による地域支配」というテーゼをもってきて、天皇制というのが非民主主義的なものであって、これが地域支配にまで及んでいく、これが実は部落差別を残してきたのだという議論をします。

今日國民的融合論の多くの議論は、その本質的な所から

型態も資本主義的なものになっているんだ、というような議論もあります。この矛盾をどう統一するのかということ(3)が議論になってきているように思います。最近のこういう天皇制の研究を、部落問題におきかえていこうとすれば、少なくとも部落差別の型態は封建的であるにしても、その近代天皇制のもとで温存されてきた部落差別の本質は、資本主義的なものだというまでは、國民的融合論であれ、だれであれ認めざるを得ないところへきているはず(4)です。

こういう日本の近代史の研究と部落問題の論争とは、ある種の切断をしている。日本の近代史の研究の成果が十分に、まだとり入れられてないという面があります。

たしかに、鈴木良氏などは、「部落は、日本資本主義に構造的に組みこまれ」たとも、「近代日本の部落問題は、幕藩制下の封建的身分差別の直接の連続ではない。法的制度としては廃止されながら、社会的遺制として残存した」(5)ものべており、杉之原氏などよりは明確な認識にたっています。その上で、近代の部落差別は、封建的身分差別に起源をもつが故に、それを「半封建的身分差別」としてしか規定できないと、近代天皇制の評価とはほぼ同じようなところで煩悶しています。

華族制度の研究についても、深谷博治氏の論文(6)以外に

部落問題を説明するというよりも、現象面を歩きましたながらいろいろな要素をとり入れる、その事は、一面実証的な研究を進めるかもしれませんが、何が本質なのかわからなくなる。そして、あれも一つの要因だ、これも一つの要因だ、天皇制権力による地域支配も一つの要因だし、華族制度も要因だとなってきています。要因論というか、多元論というか、最近そういうふうになりつつあるのが、特徴です。

こうした中で、鈴木良氏の場合には、先にもふれたように、その天皇制権力の地域支配のもとにある寄生地主制が、近代の部落差別に固有な物質的基盤だとされています。この鈴木氏の見解が、歴史の上では「國民的融合論」の主流となりつつあるように思います。

確かに資本主義からストレートにそれだけで部落問題のその後の変化や温存、再生産のしくみを、日本の資本主義だという事だけで説明するのは確かに単純すぎるでしょう。具体的な説明が必要になってくる。その反面で、あくまでも根本をおさえているいろいろな議論をしていかないと、いきまってしまう。

その点で、今日も各分野から國民的融合論の論争が若干かわってきているという報告がありました(7)が、近代の部落の研究でもそうです。従来、國民的融合論がた段階で、

これまで進めてきた日本資本主義との関連についての研究を、ほとんど放棄したに等しい馬原氏が、昨年あたりからいく分議論を変えてきています。例えば、日本のスラムの形成と部落問題は非常に関係があり、「日本資本主義と部落問題との構造的関連」を明らかにしなければならぬ、とさえいっています。

こうした問題提起したいは、決して新しいとはいえませんが、それではない、これまでの国民的融合論はどこへ行ってしまったのだ。いったい馬原氏は大賀氏と何を論争していたのか、と言いたくなります。ま、しかし、馬原氏があらためて資本主義との関係を明らかにしなければならぬ、といいはじめてきていることは、注目しておきたいと思えます。

こういった傾向は、国民的融合論者の中でも、もう一度でてくるのではないかと思うし、先に述べたように、各地で取り組まれている部落史の研究では、具体的な実証事例がでてくるようになったことさらに実証的な研究が進んでいけば、具体的な形で明治以降の歴史が明らかにされ、差別が何故残ってきたのかという事も、より具体的に明らかになっていくのではないかと考えています。

(1) 山崎隆三「天皇制と部落問題」(『部落問題研究』第六〇

然、被差別部落も戦時下から大きな変化をこうむったわけで、生活を支えていた様々な仕事を奪われて、軍需工場などへ多く動員されていきます。あるいは、皮革産業においては独占の支配が強化されていきますが、こうした事実を、けっして部落差別を解消するものではありませんでした。こうした、戦後の部落問題を考える上で欠かすことのできない、戦時下の被差別部落の研究を進めることも、大きな課題です。

また、第五・第六の論点と関連して、戦後の部落史・解放運動史の実証的研究は、いよいよ重要になってきています。しかし、すでに時間が過ぎていきますので、多くをのべる事ができませんが、以上検討してきましたように、杉之原論文をひとつとつても、それは、あまりにもこれまでの研究の成果を無視し、「国民的融合論」の内部からの批判をも無視するものです。

しかし、随所に見られるように、「国民的融合論」は手直しを迫られてきています。

私たちは、より一層、近代の部落史研究の課題を明確にししながら、具体的な研究の成果をふまえて、「国民的融合論」を批判していきたいと考えています。

輯、一九七九年六月)

(2) 馬原鉄男「身分問題をめぐる研究の動向」(『部落』第四〇三号、一九八一年三月)

(3) 山崎隆三「天皇制国家論の再検討とその課題」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題II』青木書店、一九八二年)

(4) 鈴木良「地域支配と部落問題」一一頁および一五頁  
(5) 深谷博治『新訂華土族秩禄処分研究』(一九七三年、吉川弘文館)

(6) 岩井忠雄「華土族制度の展開」(『日本近代国家と民衆運動』)、磯野誠一「華族世襲財産法制定と改正の過程」(『明治国家形成過程の研究』御茶の水書房、一九六六年)

(7) 馬原鉄男「日本都市下層社会研究覚書」(『部落問題研究』第七四輯、一九八二年十二月)

おわりに

杉之原論文には、まだまだ検討しなければならない多くの論点が含まれています。たとえば、第四の論点と関連して、杉之原氏は、「絶対主義的天皇制」や寄生地主制の廃止を高く評価するわけですが、そうした変化は実は戦後の民主的改革によって始まるのではなく、すでに戦時下において始まり、民主的改革によって定着していきます。当

# 社会啓発の理論と課題

B 6判332頁 定価1,500円

## 課題編

- いま、発想の転換を.....大賀 正行
- 最近の差別事件と啓発の課題.....友永 健三
- ねたみ差別意識の分析と課題.....山中 多美男
- これからの啓発のあり方.....小森 哲郎
- 企業研修の課題.....香野 貞人
- 人権草の根運動と社会啓発.....加藤 敏明

## 原論編

- ユネスコと人権教育.....E・ジェルピ
- 社会教育と人権学習.....元木 健夫
- 説得とはどういうことか.....山根 英夫
- おとな・発達・学習.....堀 薫夫
- 資料(啓発答申・同和対策と市民のくらし)

(社)部落解放研究所

大阪市浪速区久保吉1-6-12  
TEL 06-568-1300